

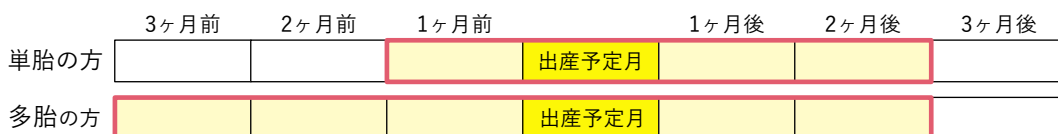
産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が減額されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産または出産予定の南アルプス市国民健康保険加入者の方。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の減額方法

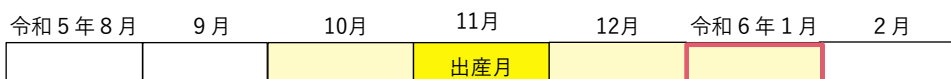
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産された場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

申請に必要な書類

- ① 窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ② 世帯主及び出産予定または出産された国保加入者のマイナンバーがわかるもの
- ③ 母子健康手帳
- ④ 印鑑

※出産後に届出を行う場合など、提出していただいた書類の内容によっては親子関係を明らかにする書類などが追加で必要になる場合があります。

届出先

南アルプス市 市民部国保年金課 国民健康保険担当 TEL 055-282-7248